

一般会計補正予算案

町民憲章の制定など

十五議案を可決



九月定例議会が九月十六日(休)から二十四日(休)まで九日間わたって開かれ、十五議案はいずれも原案どおり可決されましたが、請願はすべて継続審査となりました。主な内容は次のとおりです。

議案

- 議案第四十三号**
 黒埼町教育委員会委員の任命について
 ○教育委員宗村栄助氏が九月三十日で任期満了となり、左記のとおり任命するもの。
 住所 黒埼町大野三二七番地ノ二
 氏名 富岡一久
 昭和六年三月二十六日生
- 議案第四十四号**
 黒埼町農林共済事業損害評価委員会委員について
 ○欠員補充について左記のとおり委嘱するもの
 住所 黒埼町大字鳥原一八七〇番地
 氏名 風間一男
 昭和三年六月十二日生
 住所 黒埼町大字黒鳥四九八八番地
 氏名 鷲尾一吉
 昭和五年十月十六日生

- 議案第四十五号**
 黒埼町民憲章の制定について
 ○町制施行十周年を契機に更

に町の発展と町民一人一人が、文化的で健康な生活を送ることを願う町づくりの規範ともいふべき町民憲章を左記のとおり制定するもの
黒埼町民憲章
 先人は黒埼の野を起し、水を治め、きびしい自然とたたかい、今日の繁栄のもとをきずかれました。
 わたくしたち町民は、その英知と努力に対し限りない誇りと感謝の気持ちをこめ、更に郷土を愛し健康で明るい、豊かな住みよい町にするためこの憲章を定めます。
 一、育てよう 豊かな緑と恵みの町を。
 一、鍛えよう 働く心と丈夫な身体を。
 一、築こう 笑顔に満ちた

のどおり変更認定するもの。
 一、黒鳥十一号線交差点より、県道緒立橋附近交差点まで。
 一、黒鳥線交差点より、黒鳥十九号線交差点まで。



明るく家庭を。
 一、燈そう 学問文化に創造の灯を。
 一、広げよう 近所と町に思いやりの輪を。
 附 則
 この憲章は、昭和五十八年二月一日より施行する。

- 議案第四十六号**
 黒埼町表彰条例の一部改正について
 ○有功表彰の該当を広くしたこと及び感謝状表彰の時期を広くしたことほか
- 議案第四十七号**
 黒埼町手数料条例の一部改正について
 ○農用地利用増進法の制定により、今までの農地あっせん事業に替り、町で囑託登記ができることになり、これらの申請、登記囑託請求などの手数料を加えたもの

- 議案第四十八号**
 黒埼町立老人憩の家設置条例の一部改正について
 ○黒埼町立老人憩の家設置条例(昭和四十六年条例第四十七号)の一部を左記のとおり改正するもの。
 (使用料)
 第三条を次のように改める。
 第三条、老人憩の家を使用するものは、次に掲げる使用料を納入するものとする。

- 一、町内六十五歳以上の老人 無料
 - 二、町内六十歳以上六十四歳までの者一人につき 五〇〇円
 - 三、その他の者一人につき 一〇〇円
 - 四、町外の者一人につき 三〇〇円
 - 五、特別の場合一回につき 一五〇〇円
- 2、管理者は特に必要があると認められた場合、施設運営に支障のない範囲において使用料の一部又は全部を減免することができる。
- 附 則
 この条例は、公布の日から施行し、昭和五十七年十月一日から適用する。
 ※今まで規則だったものを条例にしたもので内容は変わりませぬ。

- 議案第四十九号**
 黒埼町道路線の認定について
 ○道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八条第二項の規定により、黒埼町道路線を左記のとおり認定するもの。

- 一、木場村中線交差点より、木場新田仲道西川線交差点まで。
- 一、木場村中線交差点より、木場二号用水線交差点まで。
- 一、木場村中線交差点より、木場湯端線交差点より、県道黒埼西川線交差点より、砂原一号線交差点まで。
- 一、鳥原寺地線交差点より、寺地下江交差点まで。
- 一、寺地七号線交差点より、小針街路交差点まで。
- 一、鳥原寺地線交差点より、寺地十四号線交差点まで。
- 一、寺地十三号線交差点より、寺地下江交差点まで。
- 一、寺地十三号線交差点より、寺地十四号線交差点まで。

- 議案第五十一号**
 昭和五十七年度黒埼町一般会計補正予算(第二回)
 ○歳入歳出それぞれ一億四千万一千円を増額し、総額三十四億四千四百九十六千円に。

- 議案第五十二号**
 昭和五十七年度黒埼町水道事業会計補正予算(第一回)
 ○水道事業収益、百三十七万一千円を増額し、三億二千八百七十九万九千円に。
 ○水道事業費用、百五十万円を増額し、二億六千六百七十六千円に。
 ○資本的収入、百二十二万五千円を増額し、一億八千五百二十七万五千円に。
 ○資本的支出、百五十万円を増額し、二億五千六百三十六千円に。
- 議案第五十三号**
 昭和五十七年度黒埼町ガス事業会計補正予算(第一回)
 ○ガス事業収益、百三十七万

- 議案第五十四号**、**第五十六号**
 昭和五十六年度黒埼町農業共済事業、水道事業、ガス事業会計決算認定について
 ○地方公営企業法第三十条第四項の規定により会計決算を認定するもの。

- 議案第五十七号**
 図書館建設資金寄附の受入れについて
 ○昭和五十七年九月十三日東京都市新宿区赤城元町十六、池乘ミヤ氏から左記のとおり図書館(仮称)を建設することを条件として寄附されたもので、これを受け入れることについて、地方自治法第九十六条第一項第八号の規定によって議会の議決を求めらるるもの。
 一、寄附物件 現金三千五百万円
 二、寄附目的 黒埼町立図書館(仮称)建設資金として
 三、寄附条件 黒埼町立図書館(仮称)を建設すること。

- 請願**
 請願第十五号
 役場の建設敷地誘致について 継続審査
 請願第十六号
 黒埼町総合庁舎建設誘致に関する請願 継続審査

- 請願第四号
 黒埼町総合庁舎誘致に関する請願(六月定例議会)で継続審査になっていた) 継続審査
 請願第十四号
 黒埼町総合庁舎誘致に関する請願(六月定例議会)で継続審査になっていた) 継続審査
 請願第十四号
 黒埼町総合庁舎誘致に関する請願(六月定例議会)で継続審査になっていた) 継続審査
 六月定例議会に継続審査となっていた、請願第五号、第十一号、第十二号は取下げとなりました。
- 意見書**
 市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書
 なお、一般質問、ガス水道決算および補正予算の内訳などは次号に掲載します。